

平成 26 年度 第 2 回法律学教育 FD/ICT 活用研究委員会 議事録

- I. 日時：平成 26 年 6 月 5 日(木) 18:30-20:00
- II. 場所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室
- III. 出席者：加賀山委員長、執行委員、高嶋委員、吉野委員 (Skype), 笠原委員
井端事務局長、森下事務局
- IV. 資料：加賀山茂, 「法と経営学」研究序説, 明治学院大学法科大学院ローレビュー
第 19 号, 2013 年
高嶋英弘, 「消費者教育と大学の役割」

V. 議事 内容

1. 事務局から参考資料の説明がなされた。

- ① 山崎敏彦 「学部・大学院における法学教育の在り方」
- ② 岡本裕樹 名大の授業
- ③ 明治大学 人材養成その他の教育研究上の目的

2. 他の学問分野と連携した複線型の学際的な法学教育の研究について

- ① 法と経営学の視点から、教養教育としての学際的な法学教育のあり方の検討

組織のリスクマネジメントを経営学の観点から教えている教員と法学の教員が協働した講義例を、PPT ファイルと動画で紹介された。

様々なテーマを、経営学の観点、法学の観点から交互に解説する。横断的、総合的に判断することができる人材を養成することを目的とする。

組織の目標、教育、ミッション、内部統制、ルールの関係が議論された。

教員に求められるレベルが高すぎるのではないかの疑問が出され、議論された。
多元的に見る視点を知ることが重要で、体系的な理解は必ずしも必要が無いのではないか？

専門科目として展開すべきか、教養科目として展開するべきかという問題提起がなされた。

公益通報者保護法に関する学研の問題を例として、法と経営の問題が議論された。
手続的正義を重視することが重要で、この視点は法学の成果と見るべき。

「エコノリーガル・スタディーズのすすめ」の本が紹介され、法と経済学の学際

的協力が報告された。

既になされている慶應大学 SFC, 法情報学との対比がされ, 教養教育・専門教育, 体系性・多面性のバランスの検討がなされたい。

② 消費者法の視点から, 教養教育としての学際的な法学教育のあり方の検討案
消費者教育では, 逆に体系化が求められている。

問題点: トラブル前後のノウハウを教える対症療法

目的と戦略が明確に定義されず, それゆえに適切な事後的評価がなされず, 体系化でいていないため, スタンドアードが作成できなかった。主体が多様で, 関係者の協力・調整が不足し, 結果としての消費者教育の機会が不足していた。

消費者庁の設立と共に, 情報が共有されるようになってきた。消費者教育推進法の下で消費者教育推進会議の活動し, 日弁連も「消費者市民社会」の提唱, さらに, 法務省も「法教育 (特に私法)」を重視するようになっている。

消費者教育推進法の説明がなされた。

企業を監視監督することができる市民, 消費者の手段を増やしていくことが重要。企業を中から変革すべきか外部から変革すべきかの議論が出た。

主体的に行動する消費者を実現するために大学がすべきことが議論され, 現実認識 (環境問題を含む) を薦めた上で, 総合的, 体系的な教育がなされるべき。かつ, 市民生活に直結する領域を総合的に扱う講座が必要になると結論づけられた。

法律だけではだめ, 他者への思いやりのある様ルールを作り替えることが必要。

消費者法は既に長い経験があるため, 体系化を思考することができるが, 法と経営学のような分野は, まだこれからの分野である。

2. 今後の進め方について

教養教育から始め, 最終的に学士力を意識したものでなければならない。

法学から見た教養教育。

「組織と市場に関する法」の図の中にある, 主体としての「企業」を「個人」に置き換えて, 6 分野を市民の側から見る教養教育を検討することにした。

次回も, 高畠・加賀山委員が「市民の立場から見た法教育」を報告する。

3. その他

今回は 10 月 2 日 (木) 18 時から開く。